

長期療養により定期予防接種を受けることができなかつた方へ

長期にわたる療養を必要とする病気にかかっていたことなど、特別の事情があつて対象期間内に定期予防接種を受けることができなかつた際に、一定の要件を満たす場合は、定期の対象期間外であっても、定期予防接種として接種していただくことができます。詳しくは、区役所保健福祉課（こどもの定期予防接種）、保健福祉課高齢者予防接種担当（高齢者肺炎球菌）または主治医までご相談ください。

■ 対象となる方

神戸市に住民登録があり、下記に該当することに加え、医師の判断や接種歴等を総合的に判断のうえ、本市が認めた方

長期にわたり療養を必要とする病気にかかっていたことなど、「特別の事情*」があつて定期接種の対象期間に予防接種を受けることができなかつた場合で、その病気が治癒するなど、「特別の事情」がなくなった日から起算して、こどもの定期予防接種は2年以内の方（ただし、BCGは4歳未満、小児肺炎球菌は6歳未満、Hibは10歳未満、四種混合は15歳未満でかつ「特別の事情」がなくなった日から2年以内の方、ロタウイルスは対象外）高齢者肺炎球菌の場合は特別な事情がなくなった日から1年以内の方

※特別の事情 長期にわたり療養を必要とする疾病等の例

免疫機能に異常をきたすもの	-先天性免疫不全症（無ガンマグロブリン血症、再生不良性貧血）
免疫抑制をきたす治療が必要なもの	-血液腫瘍性疾患（白血病、悪性リンパ腫、神経芽細胞腫）
	-慢性腎疾患（ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎）
	-自己免疫疾患（若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、川崎病）
	-炎症性腸疾患（クローン病、潰瘍性大腸炎）
その他上記疾患と同等に予防接種を受けることが適当でないもの	-コントロール不良なてんかん
	-重症の心不全と呼吸器不全
	-臓器移植 等

■ 申請の方法（必ず接種前にお手続きください）

1 接種を受ける前に、下記の書類を神戸市保健所保健課（下記）に郵送にてご提出ください。

定期予防接種特例実施申請書

主治医記入欄への記載は、上記の特別の事情で現在または過去に主に受診されている医師にご依頼ください。

(こどもの定期予防接種のみ) 母子健康手帳の予防接種の記録欄（写）※接種歴記載のないページも含めた全てのページ

母子健康手帳がない場合は、これまでの予防接種歴がわかる書類を送付してください。

2 ご提出いただいた書類をもとに神戸市で審査のうえ、結果は後日書面でお知らせするとともに認定された場合は接種に必要な実施依頼書を送付します。

※ 実施依頼書なしの接種では、公費助成を受けることはできませんので、必ず接種前にお手続きいただき、依頼書に記載の接種期間内に接種を受けてください。

※ 書面でのお知らせは、主治医への確認等により申請書受理後1か月程度要する場合がありますので、ご了承ください。

■ 電話等でのお問い合わせは区役所の保健福祉課（こどもの定期予防接種）または、保健福祉課高齢者予防接種担当（高齢者肺炎球菌）

東灘区役所 841-4131(代) 兵庫区役所 511-2111(代) 長田区役所 579-2311(代) 垂水区役所 708-5151(代)
 灘区役所 843-7001(代) 北区役所 593-1111(代) 須磨区役所 731-4341(代) 西区役所 940-9501(代)
 中央区役所 335-7511(代) 北神区役所 981-5377(代) 北須磨支所 981-5377(代) 玉津支所 965-6400(代)

■ 申請書の提出先

神戸市保健所保健課予防接種担当

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL 322-6788